

事 務 連 絡
令和3年6月18日

埼玉県知事登録 旅行者 様
埼玉県知事登録 旅行業代理業者 様
埼玉県知事登録 旅行サービス手配業者 様

埼玉県産業労働部観光課長 島田 守（公印省略）

新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する
旅行業法に係る関係事務の取扱いについて

本県の観光行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和2年3月27日付け観参第1194号及び令和2年12月4日付け観参第918号により、基準資産額を算定する際の決算書類については、「当該事業年度の前の決算処理を元に基準資産額を算定する等の方法により対応して差し支えないものとする」こととしておりました。

今般、令和3年6月15日付け観参第155号により、令和4年3月までに更新登録の申請期限を迎える事業者については、基準資産額を算定する決算書類を新型コロナウイルス感染症拡大前に確定した直近の決算書（おおむね令和2年1月以前に確定したもの）とすることも可能といたします。

参考資料

・新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する旅行業法に係る関係事務の取扱いについて（令和3年6月15日観参第155号）

担 当：総務・物産・民泊担当
電 話：048-830-3950
E-mail：a3950-03@pref.saitama.lg.jp